

○西脇市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例

平成17年10月1日条例第151号

改正

平成19年3月29日条例第11号

平成20年3月28日条例第16号

西脇市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例

(趣旨)

第1条 西脇市立幼稚園入園料及び保育料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(入園料及び保育料)

第2条 幼稚園の入園料及び保育料は、次のとおりこれを徴収する。

- (1) 入園料 1人 5,000円
- (2) 保育料 1人 月額 5,000円

2 幼稚園を退園する者については、その者が退園する日の属する月まで、保育料を徴収する。

(入園料及び保育料の納入)

第3条 入園料は、入園と同時に納入しなければならない。

2 保育料は、毎月、月末までに、その月分を納入しなければならない。ただし、退園する日の属する月の保育料は、退園する日までに納入しなければならない。

(入園料及び保育料の免除等)

第4条 入園料及び保育料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を軽減し、又は免除することができる。

| | |
|---|---------|
| 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯 | 全額 |
| 当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税されない世帯 | 全額 |
| 当該年度に納付すべき市民税の所得割額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合には、所得割額の合計額とする。）が5,000円以下となる世帯 | 3分の2相当額 |
| 当該年度に納付すべき市民税の所得割額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合には、所得割額の合計額とする。）が5,000円を超え14,000 | 2分の1相当額 |

| | |
|---|--|
| 円以下となる世帯 | |
| 備考 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）をいう。 | |

- 2 病気その他の事故により、その月を通じて欠席した場合は、その月の保育料を免除する。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合は、保育料の全部又は一部を免除することができる。

（入園料及び保育料の不還付）

第5条 既納の入園料及び保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（入園許可の取消し等）

第6条 入園料及び保育料を期限までに納入しない場合には、園長において入園許可を取り消し、又はその出席を停止することがある。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西脇市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年西脇市条例第23号）又は黒田庄町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例（昭和46年黒田庄町条例第20号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、保育料については、平成18年3月31日までの間は、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年3月29日条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。